

平成二十二年五月二十八日受領  
答弁第四八五号

内閣衆質一七四第四八五号

平成二十二年五月二十八日

内閣総理大臣 鳩山由紀夫

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による定例記者会見の開放に関する再質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木宗男君提出検察庁による定例記者会見の開放に関する再質問に対する答弁書

一について

検察当局においては、これまで、司法記者クラブ等の記者クラブに所属していない記者等から検察庁の記者会見への参加の要望を受けていた中で、記者会見の在り方について継続的に検討してきたところ、今後の検察庁における記者会見については、より開かれた形の記者会見を実施することが適当と判断し、記者クラブに所属していない記者についても、各検察庁の実情に応じて、その参加を認めるとの方針を示したものと承知している。

二及び三について

検察当局においては、記者会見の際のテレビカメラによる撮影の可否等については、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第三百三十一号）第四十七条の趣旨を踏まえて、個別の事案ごとに判断するものと承知している。